

◎新潟県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姫川港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字寺島字ボフシ作 773 番 2 から 同市寺島一丁目746番 1 まで	新	5.2～8.8メートル	124.5メートル
糸魚川市大字寺島字圀地 757 番 3 から 同市寺島一丁目746番 1 まで	旧	(A) 5.2～9.4メートル	72.5メートル
糸魚川市大字寺島字ボフシ作 773 番 2 から 同市寺島一丁目746番 1 まで		(B) 4.8～8.8メートル	124.5メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の起点を変更する区域変更